

最高裁秘書第3371号

令和4年11月28日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 堀田眞哉

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

出向中の裁判官が依願退官したい場合、改めて裁判官に任命された後に依願退官しなければならないことが分かる文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

3月14日付け（同月17日受付）

2 答申番号

令和4年度（最情）答申第21号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）